



今月の特集

1. 令和元年度の地域別最低賃金の引上げ目安
2. 雇用保険の各種給付額の変更

1. 地域別最低賃金の引上げ目安

◆中央最低賃金審議会

7月31日に、中央最低賃金審議会（厚生労働大臣の諮問機関）が示した令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について、引き上げの目安は、Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円とするなどを内容とした答申をとりまとめ、厚労相に提出しました。

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

都道府県ごとに協議が行われ、10月1日から10月中旬までの間に改定される見通しです。

◆目安のポイント

- ・改定額の**全国加重平均額は901円**とする目安。
(昨年度874円)
- ・全国加重平均額27円引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降最大の引き上げ額となる。

◆地域別最低賃金額

地域別最低賃金は、その地域の生計費や賃金実態、生活保護に係る施策との整合性などを踏まえて毎年改定されている。

目安額どおりに最低賃金が改定された場合、

- ・最高額は東京都の1013円（前年比+28円）
- ・2位は、神奈川県1011円（前年比+28円）
- ・3位は大阪府の964円（前年比+28円）

となるが、一方で、

- ・最低額は鹿児島県の761円（前年比+26円）
- となり、17県は、引き上げ後も700円台と、地域格差はさらに拡大する。

また、全都道府県で20円を超える目安となっており、引上げ率に換算すると3.09%（昨年度は3.07%）となっています。

◆地域別最低賃金時間額目安ランク状況

各都道府県に適用される引上げ額の目安は以下の通りです（都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA B C Dの4ランクに分けて示しています）

- ・Aランク（+28円）6箇所
…埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大坂
- ・Bランク（+27円）11箇所
…茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
- ・Cランク（+26円）14箇所
…北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡、宮崎、沖縄
- ・Dランク（+26円）16箇所
…青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

※厚生労働省で公開されている資料は、下記アドレスから確認できます

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06020.html

2. 雇用保険の各種給付額の変更

8月1日から、雇用保険の「基本手当日額」が変更されます。雇用保険の基本手当は、労働者が離職した場合に、失業中の生活を心配することなく再就職活動できるよう支給するものです。「基本手当日額」は、離職前の賃金を基に算出した1日当たりの支給額をいい、給付日数は離職理由や年齢などに応じて決められています。

今回の変更は、平成30年度の平均給与額が、平成29年度と比べて約0.89%上昇したことに伴うものです。なお、平均給与額については、「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額（再集計値として公表されているもの）を用いています。

具体的な変更内容は以下のとおりです。

1. 基本手当日額の最高額の引上げ

基本手当日額の最高額は、年齢ごとに以下のようになります。

1. 60歳以上65歳未満
7,087円 → 7,150円（+63円）
2. 45歳以上60歳未満
8,260円 → 8,335円（+75円）
3. 30歳以上45歳未満
7,505円 → 7,570円（+65円）
4. 30歳未満
6,755円 → 6,815円（+60円）

2. 基本手当日額の最低額の引上げ

1,984円 → 2,000円（+16円）

また、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の支給額も、8月1日以後の支給対象期間から次のとおり変更されます。

1. 高年齢雇用継続給付

支給限度額 360,169円 → 363,359円
最低限度額 1,984円 → 2,000円

60歳到達時等の賃金月額

上限額 472,500円 → 476,700円
下限額 74,400円 → 75,000円

2. 育児休業給付

支給限度額上限額（支給率67%）
301,701円 → 304,314円
上限額（支給率50%）
225,150円 → 227,100円

3. 介護休業給付

支給限度額上限額 332,052円 → 335,067円

※厚生労働省で公開されている資料は、下記アドレスから確認できます

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05967.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/000489680.pdf>



【発行元】

北海道 SATO 社会保険労務士法人 旭川オフィス
北海道社会労働保険協会 旭川
〒070-0031
北海道旭川市1条通9丁目50番地3
旭川緑橋通第一生命ビル3階
TEL：(0166) 25-3387